

竜北中学校いじめ防止基本方針

**令和6年4月1日
知立市立竜北中学校**

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの防止等のための対策を学校全体で組織的に対応する。

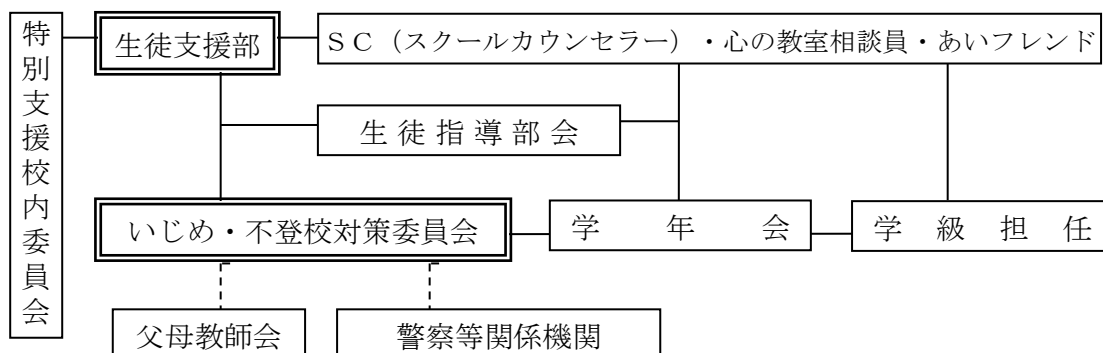
いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① 教師は、いじめを許さない、見過ごさないという毅然とした態度をとる。
- ② 生徒一人一人を認め、自己有用感が高められるよう自尊感情を育む人権教育を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく教育委員会、警察、児童相談所等の各種団体やスクールカウンセラーなどの専門家と連携して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止のための対策組織と指導体制

いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。組織構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒支援主任、人権主任で構成し、必要に応じて教務主任、校務主任、養護教諭、保健主事、学年主任、特別支援主任、通級担当教諭、関係生徒の担任、S C（スクールカウンセラー）等を加える。

<いじめ防止のための組織図>



（１）組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめの防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「竜北中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 月に1回「いじめ・不登校対策委員会」を、週に1回学年会等を行い、生徒の状況を報告し合い、情報の共有化を図ったり、対策を講じたりする。
- ・ 「なやみアンケート」（知立市不登校・いじめ未然防止対策委員会）や「学校評価アンケート」

(学校独自生徒用)を通して、生徒の思いを理解することに努め、その結果を集約・分析していじめ防止の対策に役立てる。

- ・ 「三者懇談」「学年保護者会」「父母教師会(P T A)役員実行委員会」「民生・児童委員会」「学校評議員会」「学校評価アンケート」(学校独自保護者・地域用)を通して、保護者や地域の方々の思いを理解することに努め、それをいじめ防止の対策に役立てる。

ウ 生徒や保護者、地域への情報発信と意識啓発

- ・ 「竜北中学校いじめ防止基本方針」をホームページ上に掲載し、年度初めの全校集会やP T A総会を通して方針を説明したり、学校便り等を通していじめの防止を啓発したりする。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関等と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア すべての生徒の自己肯定感を大切にし、教育活動全体を通じて、生徒が活躍し、他者の役に立っているという思いを抱く機会を設け、生徒の自己有用感が高められるように努める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。
- ウ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯端末(スマートフォン等)の正しい利用とマナー等についての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ いじめ防止の重要性の理解を得るため、人権集会や講演会、人権啓発に関する生徒会活動の内容を検討し、保護者や地域への啓発活動の一層の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用し、生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。
- ウ 教職員の研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対して共通理解をし、適切に対応できるよう、指導力の向上に努める。
- エ 悩みアンケートや教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・ 生徒対象の悩みアンケートを実施・・・年2回(6月、11月)
 - ・ 担任等との教育相談を実施・・・年2回(6月、11月)
 - ・ 担任以外の学年担当や部活動顧問への相談は、適宜行う。
 - ・ 実施したアンケートの全記録・調査用紙等は、学校において3年間適切に保存する。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うなど、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- イ いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じる。
- エ いじめが起きた集団に対して、いじめを見ていた生徒には誰かに知らせる大切さを伝える。はやしたてたり、同調したりした生徒へは、それらの行為がいじめに加担していたことを理解させる。さらに、学級全体で話し合う場を設けるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないとする態度を育て、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築する。
- オ 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、知立市教育委員会や安城警察署と連携して対処する。
- カ ネット上のいじめへの対応については、被害の拡大を避けるため、速やかに書き込みを削除する等の措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、刈谷法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、速やかに安城警察署に通報して援助を求める。また、SNSやメール等でのいじめは発見しにくいとため、学校でケータイ安全教室を行ったり、保護者対象に情報モラルに関する講習会を行ったりするなど、生徒や保護者の関心を高め、新しい知識を知らせ、未然防止を図ったり、生徒から情報提供しやすい環境をつくったりする。

4 重大事態への対処について

重大事態とは、生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合である。この場合、次のように対処する。

- (1) 重大事態が発生した旨を、知立市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 知立市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 具体的ないじめに対する方策は、「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」を参考にする。

いじめの早期発見・事案対処のマニュアル

